

外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

納付はぜひ電子納税をご利用ください。

令和7年4月
愛知県

日頃は県税の納税にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和6年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税における対象法人が見直されました。

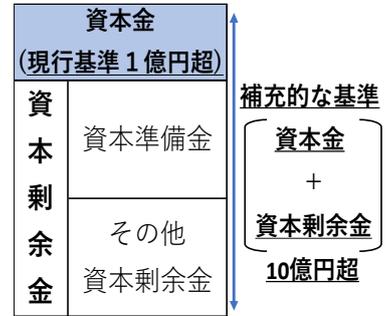
具体的には、現在の外形標準課税の対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるもの）に加え、次に該当する法人が対象となります。

減資への対応

（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

以下の要件をすべて満たす法人は新たに外形標準課税の対象となります。

- 前事業年度において、外形標準課税の対象。
- 当該事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下。
- 当該事業年度末日の払込資本（資本金と資本剰余金）の額が10億円超。



＜経過措置＞令和7年4月1日以後最初に開始する事業年後（以下「最初事業年度」という。）については、上記にかかわらず、以下の要件をすべて満たす法人は外形標準課税の対象となります。

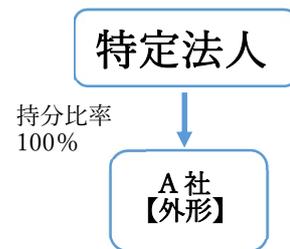
- 公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度から、最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度に外形標準課税の対象であった法人。
- 最初事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下。
- 最初事業年度末日の払込資本（資本金と資本剰余金）の額が10億円超。

100%子法人等への対応

（令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

以下の要件をすべて満たす法人は新たに外形標準課税の対象となります。

- 特定法人（注1）との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は100%グループ内の複数の特定法人により発行済株式等の全部を保有されている法人。
- 当該事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下。
- 当該事業年度末日の払込資本の額（注2）が2億円超。



参考例：事業年度末日時点でA社の資本金の額が1億円以下かつ払込資本の額が2億円を超える場合

（注1）…払込資本の額が50億円を超える法人

（注2）…当該100%子法人等が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額

○法人事業税の中間申告義務判定について（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

外形標準課税の対象法人は、法人税において中間申告義務のない法人であっても、原則、法人事業税及び特別法人事業税について中間申告の義務があります。令和7年4月1日以後開始事業年度においては、前事業年度について外形標準課税の対象である場合に、中間申告の義務があることとなりますのでご注意ください。

制度のより詳しい内容については税務課のWEBページをご覧ください（右のQRコードからご覧いただけます）。

その他ご不明な点がございましたら管轄の県税事務所にお問い合わせください。

